

あく しつ しょう ほう
悪質商法には

この冊子はHPでも
見ることができます。



だまされもはん!!

NO!

NO!



目次

1 **うそ電話詐欺**1

2 **点検商法**6

3 **かたり商法**7

4 **靈感商法**7

5 **貴金属などの訪問購入**8

6 **催眠商法 (ハイハイ学校)**...9

7 **健康食品のトラブル**10

8 **強引な電話勧誘トラブル**...10

9 **送りつけ商法**11

10 **格安スマホの契約トラブル**...11

11 **マルチ商法・ネットワークビジネス**...12

12 **通信販売トラブル**13

13 **インターネットトラブル**...14

14 **いろいろな支払い方法** ...16

15 **多重債務などの借金トラブル**...17

16 **契約とは?**18

17 **クーリング・オフを活用しましょう!**...20

18 **クーリング・オフはがきの記載例**...22

19 **消費生活に関する相談窓口**...24

か ご し ま し しょう ひ せい かつ
鹿児島市消費生活センター



099-808-7500

か ご し ま し や ま し た ち ょ う ばん ごと
鹿児島市山下町 11 番 1 号

FAX 099-808-7501

そう だん じ かん へい じつ
相談時間 (平日) 9:00~17:15

ぞんじ
ご存知ですか？

かごしまししょうひせいかつ
鹿児島市消費生活センター

しょうひせいかつ
消費生活センターでは、かもの
あくしつしょうほう たじゅうさいむ
買い物のトラブルや悪質商法・多重債務など
の相談を受け付けています。

しょうひしゃ
また、消費者トラブルを未然に防止するため、ちやうないかい こうれいしゃ
町内会や高齢者クラブ
などの依頼に応じて、しょうひせいかつしゅつちやうこうざ かいさい
消費生活出張講座を開催しています。(無料)

こんなときは

しょうひせいかつ
消費生活センターにご相談を！



1 しょうひん こうにゆう
商品の購入やサービスの利用など契約・取引に関するトラブル

2 たじゅうさいむ しゃっきん
多重債務(借金)をなんとかしたい！



3 しょうひん しょう
商品の使用による事故やトラブルが起きた！

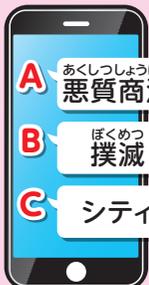
4 そのほかしょうひせいかつ かん
そのほか消費生活に関すること



あくしつしょうほう ぼくめつ
A(悪質商法) B(撲滅) C(シティ)

しょうひしゃ じょうほう
消費者情報ネットかごしま

★メールマガジンを
ご利用ください！



あくしつしょうほう ひがいじょうほう しょうひせいかつ みちか じょうほう
悪質商法の被害情報や消費生活の身近な情報を
メールで配信しています。(登録・情報料無料)

abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に
空メールを送信するか、右の二次元コードを読み
取って登録手続きを行ってください。



1 でんわ さぎ うそ電話詐欺

かぞく けいさつかん しやくしよしょくいん べんごし よそお でんわ
 家族や警察官、市役所職員、弁護士などを装って電話を
 かけてきて、言葉巧みにお金を振り込ませたり、公的機関
 や融資会社などを装ってハガキ、メールを送りつけ、巧み
 にお金を振り込むよう誘導したりする詐欺です。

① 架空料金請求詐欺

こころあ みばら きんせいきゆう さぎ
 心当たりのない「未払い金請求」や
 そしやう もんく さぎ
 「訴訟」などの文句があったら詐欺かも！

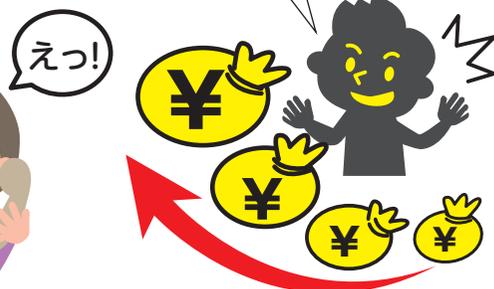
りやうきん みばら
 料金の未払いがあります。
 このままだと裁判に…



② 金融商品詐欺

とお し あ あいて
 SNSを通して知り合った相手から
 とうし すず さぎ
 投資を勧められたら詐欺かも！

とうし ぜったい かね ふ
 投資で絶対にお金を増やせる
 ほうほう
 方法があるよ。



③ オレオレ詐欺

かぞく な の でんわ ふ こ
 家族を名乗る電話でも振り込みを
 もと さぎ
 求められたら詐欺かも！
 かぞく あいことば
 家族だけの合言葉を！

オレだけど…

でんわ ばんごう か
 電話番号が変わったから
 とうろく
 登録して

じ だんきん まんえん
 示談金〇〇万円を
 しばら
 支払えば…

ないしよ
 内緒で



④ 融資保証金詐欺

ほしやうきん もと ゆうし さぎ
 保証金などを求める融資は詐欺！

ゆうし まえ ほしやうきん まんえん
 融資の前に保証金 10 万円を
 ふ こ
 振り込んでください。

さき ほしやうきん
 先に保証金を



還付金詐欺にご注意！

市役所職員などをかたり「医療費や保険料の払い戻しがある」などと持ちかけて、ATMに誘導しお金を振り込ませる手口が発生しています。

手口

市役所職員を装いお金を振り込ませる！

<p>1 「〇〇市役所△△課の□□です。介護保険料の払い戻しがありますので今すぐ手続きが必要です」</p> 	<p>2 「お近くのスーパー内のATMでも操作できますのでキャッシュカードを持って向かってください」</p> 
<p>4 「操作方法をお伝えします。まずあなたの管理番号△△△△△△をATM画面に入力してください」</p> 	<p>3 「着いたら〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(電話番号)にお電話ください」</p> 

Illustration of a man looking shocked with a speech bubble saying 'だまされた!' (I was deceived!). There are also icons of money and a '通帳' (passbook) being targeted by lightning bolts.

アドバイス

- ◆市役所職員などの公的機関の職員が、還付金などの受け取りのためにATMの操作を行うように連絡することは絶対にありません。管理番号と説明し画面に入力させた数字は、相手の口座へ振り込みさせる金額です。
- ◆「手続きは今日中」などと急かされてもすぐに対応せず、電話を切って周囲に相談するなど冷静に対応しましょう。
- ◆電話で「還付金」「通帳」「キャッシュカード」「ATM」などの話が出たら詐欺を疑いましょう。
- ◆不審な電話があったら、警察(#9110、最寄りの警察署など)に相談しましょう。

詐欺の新たな手口にご注意！

複数の人物が登場する劇場型詐欺で、高齢者を狙い「有料老人ホームや介護施設などに入居する権利を譲ってほしい」と電話がかかってきて、了承すると複数の人物から次々に電話があり、お金を支払わせようとする手口（劇場型詐欺）が発生しています。

事例

介護施設運営会社を名乗る人から「市内に介護施設ができた。市内在住者のあなたには入居権がある。」と電話があった。
 「必要ない」と断ると「他の人に権利を譲ってあげてほしい」と言われたので承諾した。後日、弁護士を名乗る人から電話があり、「権利を譲るのは名義貸しになり犯罪だ。違反金を支払わないと逮捕される」と言われた。



アドバイス

- ◆「あなたは入居権を持っている」「権利を譲って」「名義を貸して」などと持ち掛けてくる電話は詐欺であることを疑いましょう。
- ◆不審な電話に出でしまい、話を聞いてしまっても絶対にお金を払ったり振り込んだりしないようにしましょう。
- ◆留守番電話機能や発信番号通知を活用して心当たりのない電話には出ないようにしましょう。
- 不審な電話があったら、警察（#9110、最寄りの警察署など）に相談しましょう。

こんなハガキやメールは架空請求！

【SMS(ショートメッセージサービス)の架空請求の例】

- 「本日中」や「法的手続き」など不安をあおり、連絡をさせるよう仕向けます。
- 実在する事業者や公的機関をかたり、無差別に送ってきます。



「最終通告」「民事訴訟」などの言葉が使われていることが多い。

契約(運営)会社名が不明で内容があいまい。

不安をあおり、連絡をさせるための誘い文句。連絡をすると住所や氏名などを聞き出されて脅されたり、高額な請求をされたりします。

【ハガキの架空請求の例】

消費料金に関する訴訟最終通知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、あなたの利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)〇〇〇訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与等の差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、

～～省略～～

※取り下げ最終期日 令和〇年〇月〇日

法務省管轄支局 民事訴訟

×××県〇〇〇市〇〇〇・・・

窓口 099-〇〇〇-××××

アドバイス

◆身に覚えのない請求は無視し、一切連絡しないようにしましょう。(個人情報伝えてはいけません。)

◆一度連絡してしまうと、相手に電話番号が知られてしまい、脅迫めいた電話がかかってくる可能性があります。

◆あやしいと思ったら支払わず、消費生活センターに相談しましょう。

サポート詐欺にご注意！

サポート詐欺とは、パソコンでインターネットを使用中に突然「ウイルスに感染している」など偽の警告画面が表示されたり警告音が鳴り、それらをきっかけに電話をかけさせ、架空のサポート料やウイルス対策ソフトの費用などを請求する詐欺の手口です。

事例

パソコンでインターネットを利用していたところ、突然大きな警告音が鳴り、ウイルスに感染しているので電話をするようにとの警告画面が表示された。表示された番号に電話をすると「パソコンがウイルスに感染しています。除去するので、コンビニで電子マネーカードを買って番号を伝えてください」と言われ、指示に従った。実際にはウイルスには感染していなかった。

ウイルスに感染!!!



アドバイス

- ◆インターネット利用中に突然警告画面が出たり、大音量の警告音が鳴ったりすると不安になりますが、警告は偽物の可能性があります。焦らず冷静に対処しましょう。
- ◆警告画面に表示された連絡先に電話しないようにしましょう。慌てて連絡すると「個人情報流出する」などとさらに不安をあおられ、架空の料金を請求されます。
- ◆電子マネーカードの購入を要求されるケースが増えています。指示されるまま、電子マネーカードを購入しないようにしましょう。
- ◆対処方法や技術的なアドバイスは、(独)情報処理推進機構 (IPA) のホームページが参考になります。(IPAホームページ：<https://www.ipa.go.jp/>)

2 てん けん しょう ほう 点検商法

はいすいこう ゆかした や ね むりょう てんけん そうじ い
排水溝や床下、屋根などを「無料で点検・掃除する」と言っ
ほうもん はしら くさ いえ こわ かわら あま
て訪問し、「柱が腐っている」「家が壊れる」「瓦がずれて雨
もりする」などと不安をあおって、必要のない工事や商品
けいやく てぐち
を契約させる手口です。

さそ もん く ようじん こんな誘い文句にご用心！

てぐち 手口1

きょう わりびき ちゅう
「今日だけ割引」「キャンペーン中」
かわら
「瓦がずれている」
けいやく いそ ふあん
などと契約を急がせたり、不安をあおる



てぐち 手口2

ほうりつ きむづ し いたく
「法律で義務付けられている」「市から委託され
ている」などと正規の点検を装う



てぐち 手口3

たいふうご かにゆう かさいほけん つか いえ しゅうり
「(台風後) 加入している火災保険を使えば家の修理ができる」
しんせい かんゆう こうかく てすりょう せいきゅう
「申請のサポートをする」と勧誘し、高額な手数料を請求する

アドバイス

- ◆事業者は、業者名、訪問目的を告げる義務があります。
まず、「どなたですか、何のご用ですか」と確認を！
- ◆契約を急がせる誘い文句には要注意！
(安い金額で勧誘し、不要な箇所の修理を勧められ、結果高額な請求
をされる場合もあります)
- ◆**すぐに契約せず身近な人に相談し、複数の事業者から見
積もりを取り、比較検討しましょう！**
- ◆「保険金が使えらる」と言われたら加入している保険会社
へまず確認しましょう。

◆もし必要のない契約をしてしまったら…

- このような訪問販売の場合、契約後8日以内はクーリング・オフが
- 勧誘方法や契約書に問題がある場合は、期間を過ぎていても契約を

3 かりり商法

しょうぼうしょ すいどうきょく しょくいん しんよう しょうか
消防署や水道局などの職員のふりをして信用させ、消火
器や火災警報器、浄水器などを高額で買わせる手口です。

アドバイス

- 一般家庭には火災警報器の設置義務はありま
すが、消火器の設置義務はありません。
- 法的義務を強調する業者には注意しましょう。
- 消防署や水道局などの公的機関が販売・勧誘
をすることはありません。



4 りんかんしょうほう

「このままでは不幸になる」「これを購入すれば運気が上
がる」など、不安や悩みにつけ込んで高額な商品の購入を
勧めたり、金品を要求したりする手口です。

事例

家族のことで悩んでいたところ、「このままでは病気が悪化
する」「これを買えば運気が開ける」とお守りやブレスレ
ットを勧められ、次々に購入してしまった。

アドバイス

- ◆ 家族や運気の悩みにつけ込んで、不安をあおるような言動をする相
手を信用しないようにしましょう。
- ◆ お金を多く払うことで運が開けたり、幸せになったりするわけでは
ありません。
- ◆ 不安をあおるようなことを言われても、きっぱり断りましょう。



かのう さんしょう
可能！ (20ペー参照)

かいじょ ばあい しょうひせいかつ そうだん
解除できる場合があります。消費生活センターへご相談を！

5 貴金属などの訪問購入(押し買い)

最初は「不用品を買取ります」と電話があり、訪問日時をとりつけ、訪問すると実際には、「貴金属を高く買い取る」と言って、不当に安い価格で買い取る手口です。「これ以外にもないか」と、売るつもりがなかった物も安い価格で強引に買い取られることもあります。



アドバイス

- ◆訪問購入で飛び込みの勧誘は法律で禁止されています。呼んでいない業者が来たら、きっぱり断りましょう！
- ◆業者に買い取りを依頼する場合には、家族や友人などに同席してもらいましょう。
- ◆売るつもりのない物を安易に見せてはいけません。
- ◆売るときには、必ず業者から契約内容が書かれた書面をもらいましょう。
- ◆契約後8日間は、商品の引き渡しを拒むことができます。

◆もし必要のない契約をしてしまったら…

- 契約後8日以内はクーリング・オフが可能！（20ページ参照）
- 判断や対応に困ったら、すぐに消費生活センターにご相談を！

6 催眠商法 (ハイハイ学校)

閉め切った会場に人を集め、景品を無料で配るなどして、会場を盛り上げ、冷静な判断ができない状態になったところで、最終的に布団や健康器具などの高額な商品売りつける商法です。

ここが怖い・・・

手口 1 無料や低価格で日用品などを提供すると言って会場に誘いこむ！

手口 2 景品やサンプル商品を配り、得した気分させる！

手口 3 会場から出られないよう見張り、高額な商品を契約するまで帰さないことも！



アドバイス

◆ **会場に入らないことが第一！** 入ったら何も買わずに帰るのは至難の業です。

◆ **もし必要のない契約をしてしまったら・・・**

● 契約後8日以内はクーリング・オフが可能！ (20頁参照)

7 健康食品のトラブル

事例 1

「飲み続けると病気が治る」などと言われ、大量の健康食品を購入させられた。

事例 2

体験談を信じて健康食品を購入し、飲んでみたが効果がなかった。



アドバイス

- ◆健康食品は薬ではありません。薬効をうたうことは禁止されています。
- ◆使用者の体験談を信用しすぎないこと！
- ◆訪問販売や電話勧誘販売で、通常必要と思われる量を著しく超える商品を買わされた場合は、契約後1年間は、契約を解除できます。

8

ごう いん でん わ かん ゆう

強引な電話勧誘トラブル

しつこい電話勧誘では、断りきれずに契約してしまうことがあります。電話の場合、契約内容をよく確認できなかつたり、相手と連絡が取れなくなつたり、後でトラブルになることもあります。

事例

化粧品のサンプルが、あたかも無料であるかのような電話があり、しつこく勧誘され断り切れず承諾したところ、あとで商品と一緒に高額な請求書が送られてきた…

アドバイス

- ◆あいまいな返事は避け、「いません」とはっきりと断りましょう。
- ◆電話は常に留守番電話にセットしておくのも一つの方法です。

◆もし必要のない契約をしてしまったら…

- 訪問販売、電話勧誘販売では、契約後8日以内はクーリング・オフが可能！（20頁参照）

9 おく しょうほう 送りつけ商法

ちゅうもん 注文していないのに、けんこうしょくひん かいさんぶつ 健康食品や海産物などをいっぽうてき 一方的に
おく 送りつけ、しはら 支払いをせま 迫るてぐち 手口です。

じれい 事例

じたく とつぜん けんこうしょくひん おく 自宅に突然、健康食品が送られてきた。ちゅうもん 注文した覚えはな
おぼ なかったが、かぞく 家族がちゅうもん 注文したかもとおも 思い受けと
い 取ってしまった。しかし、かぞく 家族のだれ 誰もちゅうもん 注文していないという。

アドバイス



- ◆ ころあ 心当たりのないしょうひん おく 商品を送りつけられたときは、おく ぬし 送り主をひか 控えてう と 受け取りけいやく 拒否を！せいりつ 契約はせいりつ 成立していません。
- ◆ ちゅうもん 注文やけいやく 契約していないしょうひん とど 商品が届いた場合、ば あい 直ちにただ 処分することもできますが、えんぼう 遠方のしんせき 親戚やちじん 知人からのおく もの 贈り物のかのうせい 可能性もあります。まわ 周りにもかくにん 確認してみましょう。
- ◆ ふ あん 不安な場合は、ば あい 早めにはや 消費生活センターにしょうひ せいかつ 相談してください。

10 かく やす けい やく 格安スマホの契約トラブル

じれい 事例

やす りょうきん しょう 安い料金で使いたいと思ひ、おも 格安スマホをかくやす こうにゅう 購入した。
つう わ じ 専用アプリをつか 使う必要がとつよう し 知らずに、いま けいたいでん わ 今までの携帯電話とおなじよう 通話していたら、こうかく 高額なりょうきん 利用料金をせいきゅう 請求された。

アドバイス

- ◆ かくやす 格安スマホではひ 比較的やす 安い料金でりょうきん サービスがていきょう 提供されるいっぽう 一方で、いま 今までしょう 使用していたけいたいでん わ 携帯電話とおなじよう 同サービスを利用できるとはかぎ 限りません。けいやく 契約内容をけいやく なくないよう よくかくにん 確認しましょう。
- ◆ かくやく 格安スマホのおんせい 音声通話付きのつ 通信契約は、つうしん 契約書面をけいやく 受け取ったひ 日またはサービス提供開始日のおそ 遅い日かひ 遅い日から8日間以内であれば、しよ き 初期契約解除制度がてきよう 適用されます。はや 早めにしょうひ せいかつ 消費生活センターへそうだん 相談してください。※たんまつ 端末のけいやく 契約まではかいじよ 解除されません。

11 マルチ商法・ネットワークビジネス

友人や知人を勧誘すると、利益が出る、紹介料がもらえるなどと言って勧誘し、ピラミッド型に会員を増やしなが
ら商品を販売していく商法です。

ここに注意！

注意 1 思うように商品が売れず、多額の借金と商品在庫を抱えてしまう可能性があります。

注意 2 利益を上げようと無理して周囲の人を勧誘すると、自分が加害者になったり、人間関係が壊れたりする恐れがあります。



アドバイス

◆必ず利益が出るという、うまい話はありません！

◆もし必要のない契約をしてしまったら…

●契約後 20 日以内はクーリング・オフが可能！ (20 日参照)

期間をすぎていても途中で解約できることもあるので、不安に思ったら早めに相談しましょう！

12 つうしんはんばい 通信販売トラブル (テレビ・カタログ・インターネットショッピング など)

自宅にいながら手軽に買い物ができる通信販売ですが、便利である一方、品物が届かないなど思いもよらないトラブルが起きることもあります。

ここに注意！

注意 1

通信販売は、クーリング・オフが適用されません。

ただし、広告には返品の可否や条件（返品特約）を明示することが決められています。



注意 2

お試しのつもりが、定期購入に。

購入画面の注意事項をよく読むと、定期購入が条件になっていることもあります。



アドバイス

- ◆事前に商品の情報や返品特約、業者の所在地、固定電話番号の有無などを確認し、納得した上で購入しましょう。
- ◆代金前払いの場合には、特に慎重に契約を確認しましょう。
- ◆定期購入になっていないか「最終確認画面」を必ず確認しましょう。
- ◆もし、返品特約の明示がない場合は、商品到着後8日間は送料を購入者負担で返品することができます。
- ◆信頼のおける業者を選ぶ目安として、ジャドママークを確認しましょう。



日本通信販売協会の審査に合格した正会員の自印

13 インターネットトラブル

パソコンやスマートフォンの普及に伴い、インターネットに関するトラブルが増加しています。

偽サイトに警戒を！

大幅な値引きをうたうSNSやインターネット上の広告から偽のサイトに誘導され、銀行への前払いや代金引換などで金銭を詐取されたり、クレジットカード番号やログインID、パスワードなどを詐取されたりする手口です。

事例

大手通販サイトで、他より安い価格で販売されている高級腕時計を注文した。代金は指定された銀行口座に振り込んだが、しばらくたっても、商品は届かなかった。公式通販サイトだと思って注文したが、偽サイトだった。

住所・氏名・電話番号…入力！



アドバイス

- ◆送信元や文面がとても巧妙で本物との判別が難しい場合があります。メール内のリンクを安易にクリックせず、正規のホームページを確認するようにしましょう。
- ◆「販売価格が大幅に値引きされている」「支払い方法が銀行口座のみ」などの場合は偽サイトの可能性がありますので注意しましょう。
- ◆もし被害にあったり、クレジットカードの番号を入力してしまった場合には、直ちに支払いに利用した金融機関やクレジットカード会社などに相談しましょう。

あわてないで！ワンクリック詐欺！

事例

興味本位で、パソコンの無料アダルトサイトを開いてみたら、いきなり『会員登録完了』となって、数万円の登録料の請求画面になり、消えなくなった。

ご登録ありがとうございます。
会費 **99,800円**
振り込んでください。



アドバイス

- ◆ワンクリック詐欺の手口です。支払う必要はありません。
相手に連絡すると連絡先が知られてしまうので一切無視しましょう。
- ◆パソコンを再起動しても請求画面が現れる場合は、(独)情報処理推進機構 (IPA) のホームページ掲載の復旧方法を参考にしてください。

もうけ話に注意～情報商材のトラブル～

インターネットの広告などをきっかけに、「誰でも簡単に稼げる」「儲かる」などのうたい文句を信じて情報商材(※)やサポートの契約をしたものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が寄せられています。

※副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報

事例

動画配信サービスの広告を見て副業サイトに登録し、マニュアルを購入した。更により利益が出るという高額なサポートプランを契約したが稼げない。

誰でも簡単に稼げます!



アドバイス

- ◆簡単に高額収入を得られることはありません。
- ◆「すぐに元を取り戻せる」などと言われ、クレジットカードでの高額決済や借金を勧められるケースもあります。
- ◆不安に思ったら、早めに消費生活センターへ相談しましょう。

14 いろいろな支払い方法

現金で支払うほかに、新しい支払い方法が増えてきています。電子マネーやクレジットカードなど、現金を使わずに支払うことを「**キャッシュレス決済**」といいます。キャッシュレス決済は便利ですが、手元のお金が無くなるのが見えないため、お金の管理が難しくなります。

キャッシュレス決済もお金と同じ価値がありますので計画的な使い方や管理に注意しましょう。

3つの支払いタイミング

まえばら
前払い

まえかね
前もってお金を
いゆうきん
入金しておく方法

※電子マネー、商品券、
プリペイドカード など

そくじばら
即時払い

かものどうじ
買い物と同時に
だいきんしはらほうほう
代金を支払う方法

※デビットカード、
現金払い など

あとばら
後払い

かものあと
買い物をした後で
だいきんしはらほうほう
代金を支払う方法

※クレジットカード、
携帯キャリア決済 など



さまざまな支払い方法の注意点

- ◆手数料の有無やセキュリティ対策、紛失のリスクなどを考えたうえで、自分にあった支払い方法を選びましょう。
- ◆クレジットカードなど後払いを利用することは、「借金」をしていることと同じです。
- ◆カード会社からの利用明細は必ず確認しましょう。
- ◆あらかじめ設定した金額を毎月支払うリボルビング払い(リボ払い)に注意しましょう。支払い期間が長期化すると手数料負担も大きくなります。

15 多重債務などの借金トラブル

すでにある借金の返済のために別の業者からさらに借り入れ、借金がふくれ上がり返済が困難になる状態を、多重債務と言います。

◆利用してはいけないヤミ金融

ヤミ金融とは、国や都道府県に無登録の違法な貸金業者です。

法定金利の数倍から数千倍の超高金利を要求したり、過剰な取り立てが行われたりすることがあります。

こんな手口にご用心！

手口1

甘い言葉で勧誘

「スピード融資」、「他店で断られた方OK」、「面倒な手続き不要」などの甘い言葉で容易に借りが出来るかのように勧誘する。



手口2

巧みなおとり広告

街頭の広告やダイレクトメール、電話など、様々な手段で、消費者を巧みに誘い込む。



アドバイス

◆返済のための借金は絶対にしないようにしましょう。

◆ヤミ金融などの悪質業者からの連絡は無視しましょう。連絡先を教えるとしつこく勧誘されたり、脅されたりする場合があります。

◆どんなに多額の借金があっても必ず解決方法があります。1日も早く、消費生活センターや弁護士、司法書士などに相談することが大切です。(25頁参照)

けいやく せいりつ 契約の成立

契約は「申込み」と「承諾」のお互いの意思が合致すると成立します。「買いたい」という消費者の意思と、「売りたい」というお店の意思が合致すれば契約が成立したことになります。

契約書や印鑑が無くても、口約束だけでも契約は成立します。



けいやく せきにん 契約の責任

契約が成立すると、原則として一方的に契約をやめることはできません。当事者双方には法律的な責任(権利・義務)が生じます。

消費者・・・「商品を受け取る権利」と「代金を支払う義務」

事業者・・・「代金を請求する権利」と「商品を引き渡す義務」

けいやく と け たく べつ ば あい おも 契約を取り消すことができる 特別な場合 (主なもの)

民法や消費者契約法、特定商取引法などの法律では、一方から契約を取り消すことができる規定があります。

(例) ●法律や契約でクーリング・オフが認められている場合 (→20ページ)

●相手に法律で定められているような不当な勧誘行為があった場合

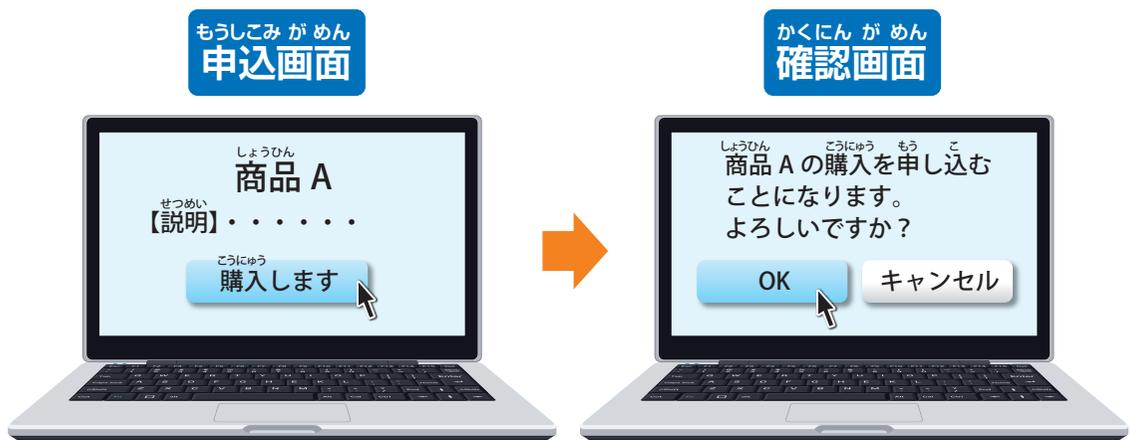
●だまされたり、おどされたりした場合

●相手が約束(契約内容)を守らなかった場合

※その他、未成年者が保護者の同意なく契約した場合も取り消しできます。

インターネット上の契約

インターネット上でも、契約は、売り手と買い手の意思が合致すると成立します。ただし、パソコンや携帯電話では誤ってボタンを押してしまう可能性があるため、電子消費者契約法により、「申込画面」のあとに、申し込んだ内容を確認するための「確認画面」が無かった場合は、消費者は錯誤（勘違い）による契約の無効を主張することができます。



インターネットでの取引の注意点

- インターネット上にはその情報もあります。信頼できるサイトなのかよく調べましょう。
- ①連絡先 ②返品条件 ③支払方法 ④利用規則などは必ず確認しましょう。しまったと思っても、ネットショッピングでは、クーリング・オフ（→20分）が適用されません。
- 注文内容の確認画面を印刷するなど、取引の経過を保存しておきましょう。
- むやみに個人情報を入力してはいけません。入力した情報は取り戻せません。セキュリティ対策がとられているか、確認しましょう。

うっかり契約したあとで「やめておけばよかった…」と思ったときは、

かつ よう

17 クーリング・オフを活用しましょう！

クーリング・オフとは？

ほうもんはんばい でんわ かんゆう う けいやく きかんない
訪問販売や電話などで勧誘を受けて、契約したとき、期間内に
てつづ むじょうけん けいやく かいじょ せいど
手続きをすれば、無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフの方法

けいやくしょ う と ひ ふく き かんない しょめん
契約書を受け取った日を含めて期間内にハガキなどの**書面**や
でんじ てき きろく でんし
電磁的記録(ファクスや電子メール、ウェブサイトのクーリング・
せんよう おこな
オフ専用フォームなど)で行います。



<ul style="list-style-type: none"> ◆訪問販売 (催眠商法 [ハイハイ学校] 含む) ◆訪問購入 ◆電話勧誘販売 ◆特定継続的役務提供 (エステ、美容医療の一部、語学教室など) など 	<p>にちい ない 8日以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆マルチ商法 ◆内職商法・モニター商法 など 	<p>にちい ない 20日以内</p>

しょめん おこな ばあい (書面で行う場合)

ひつようじこう きにゆう ゆうびんきょく まどぐち とくてい きろく
必要事項を記入し、コピーをとってから、郵便局の窓口で「特定記録
ゆうびん かん い かきとめ おく べつと りょうきん
郵便」か「簡易書留」などで送ります。(別途、料金がかかります。)

おこな ばあい (メールで行う場合)

そうしん す つう ち ないよう つう ち ひづけ わ そうしん
送信済みメールや通知内容と通知した日付が分かるデータ(送信
きろくが めん ほぞん しょうこ のこ
記録画面のスクリーンショット)を保存し、証拠を残しましょう。

クーリング・オフすると…

- **支払い済みの現金は、全額返金されます。**
（違約金などの支払いは不要）
- **すでに受け取った商品は、販売業者の負担で引き取ってもらえます。**
（※商品は引き取りまできちんと保管しましょう。）
- **工事などは、土地や建物を無料で元の状態に戻すよう業者に請求できます。**
- **クーリング・オフの効果は、期間内に書面や電磁的記録を発送した時点で発生します。**相手に届いていなくても有効です。



クーリング・オフができない主な例

- ◆ 店舗販売
- ◆ 通信販売（13ページ参照）
- ◆ 自動車の購入
- ◆ 化粧品や健康食品などの消耗品のうち、自分で開封し、使用・消費した分
- ◆ 葬式の契約
- ◆ 3000円未満の現金取引 など

アドバイス

クーリング・オフ期間を過ぎていても、状況によっては、契約の取消や解除ができる場合があります。
あきらめないで消費生活センターにご相談ください。

注意！

クレジット分割払いを利用した場合は、必ずクレジット会社にも同じように通知を出しましょう。

18 クーリング・オフはがきの記載例 き さい れい

おもて
(表)

郵便はがき

〇〇〇〇〇〇

鹿見島 府都道
県 鹿見島 郡市区
市

〇〇 村区
町

〇〇

(会社名)

売蔵カンパニー 代表者

様

特定記録郵便



1



2

両面コピーをとって、受領書、契約書、関係書類と
りょうめん いっしょに ほかん
 一緒に保管しておきましょう。

1 郵便局で、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で送りましょう。
ゆうびんきょく とくてい き ろくゆうびん また かん い かきとめ おく
 (別途、料金がかかります。)

2 あて先は代表者あて (個人名でなくて構いません。)
さき だいひょうしゃ こじんめい かま

うら
(裏)

契約解除（申し込み撤回）通知書

契約（申込）日 令和〇年 4月 9日

商品・役務名 病気なおーる布団

契約金額 50万 円

販売会社名 売蔵カンパニー

（担当者名） 高区 売蔵

上記の契約を解除します。
すみやかに支払済の 50万円を返金し、
商品を引き取ってください。

申し出日 令和〇年 4月 16日

（契約者）
住 所 鹿児島市〇〇町〇—〇

氏 名 財布 守代

3

けいやくしょ
契約書など
みか
を見て書き
ましょう。

4

「はがき」は期間内に発送しましょう。

にち げつ か すい もく きん ど
日 月 火 水 木 金 土

1 2 3 4 5 6 7

8 9 10 11 12 13 14

15 16 17 18 19 20 21

22 23 24 25 26 27 28

けいやくしょ う け と と っ た ひ
契約書を受け取った日

ほうもんはんばい でん わ かんゆうはんばい にち い ない
訪問販売、電話勧誘販売は、8日以内に

クーリング・オフ通知を発送すればOK

しょうほう にち い ない
マルチ商法は、20日以内にクーリング・

オフ通知を発送すればOK

消費生活に関する相談窓口

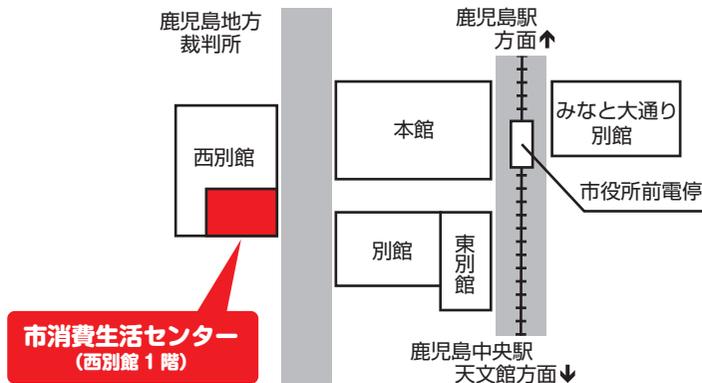
あくししょうほう けいやく こま そうだん
悪質商法、契約トラブルなどで困ったときはまず相談！

■ 鹿児島市消費生活センター

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 (市役所西別館1階)

相談電話 **099-808-7500**

(平日) 9:00 ~ 17:15



■ 鹿児島県消費生活センター

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番203号

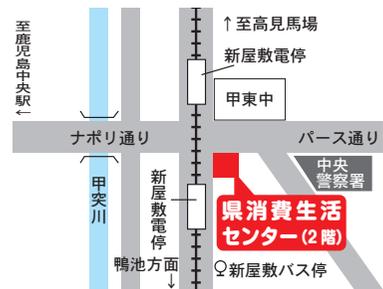
(県住宅供給公社ビル2階)

相談電話 **099-224-0999**

(平日) 9:00 ~ 17:00

(土) 10:00 ~ 16:00

※来所相談は、原則電話で事前予約が必要



身近な相談窓口につながる全国共通の消費生活相談ダイヤルです

■ 消費者ホットライン

相談電話 **188** (いやや!泣き寝入り)

※ガイダンスが流れて、近くの相談窓口につながります。

(土・日・祝日) 10:00 ~ 16:00

平日は最寄りの消費生活相談窓口へ接続されます。

その他の相談窓口

けいさつしょ
警察署

けいさつあんぜんそうだんでんわ
警察安全相談電話

じかんうけつけ
#9110 (24時間受付)

(ダイヤル回線は、099-254-9110)

※つながらないときは警察本部代表電話 099-206-0110 へ

かごしまちゅうおうけいさつしょ
鹿児島中央警察署 099-222-0110

かごしまにしけいさつしょ
鹿児島西警察署 099-285-0110

かごしまみなみけいさつしょ
鹿児島南警察署 099-269-0110

借金問題の相談窓口

かごしまけんべんごしかい むりょう
鹿児島県弁護士会 (無料)

そうだんよやくうけつけでんわ
相談予約受付電話 099-226-3765

かごしまけんしほうしょしかい むりょう
鹿児島県司法書士会 (無料)

そうだんよやくうけつけでんわ
相談予約受付電話 099-248-8270

きゅうしゅうざいむきょくかごしまざいむじむしょ むりょう
九州財務局鹿児島財務事務所 (無料)

そうだんうけつけでんわ
相談受付電話 099-227-5279

ほうかごしま むりょう
法テラス鹿児島 (無料 ※一定の条件あり)

でんわばんごう
電話番号 050-3383-5525

あく しつ しょう ほう
悪質商法に
ひっかからないための心得 こころ え

だ だまされても、泣き寝入りしない な ね い

ま まずは、家族や消費生活センターに相談 か ぞく しょう ひ せい かつ そう だん

さ 誘い文句にのせられないで さそ もん く

れ 冷静に判断を！ れい せい はん だん

も 「儲かります」は信じるな！ もう しん

は はっきり言おう 「いいません」 い

ん ハンコがなくても契約成立！よく確認！ けい やく せい りつ かく にん



令和6年3月発行

リサイクル適性の表示：紙ヘリサイクル可